

第96号

2018年12月18日

◆ 発行 ◆

名古屋労災職業病研究会

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4階

TEL&FAX : 052-837-7420

e-mail : roushokuken@be.to

<http://nagoya-rosai.com/>



二チアスに対する損害賠償訴訟提訴後、記者会見に臨む元従業員の  
福田文夫さん 11月15日 岐阜市民会館（関連記事 P2～P6）

#### 96号目次

- ☆ ニチアス元従業員が損害賠償訴訟を提訴 石綿肺（合併症：続発性気管支炎）でニチアスに対して2200万円を請求 P2～P6
- ★ 新潟支部が第1回総会を開催 P6～P8
- ☆ 長野で2回目の集いを開催 P8～P9
- ★ アスベスト（石綿）訴訟の現状と課題  
—被災労働者の救済と今後の被害防止対策— P9～P12
- ☆ 悪性胸膜中皮腫患者3年9か月オブジーボ治療をして P12～P13
- ★ …オブジーボ効果とプラシーボ効果… P13～P14
- ☆ 私を支え続けてくれた我妻、祐子へ P14～P15
- ★ 事務局からのお知らせ P16

## ☆ニチアス元従業員が損害賠償訴訟を提訴

石綿肺（合併症：続発性気管支炎）でニチアスに対して2200万円を請求



ニチアス羽島工場で石綿製品の製造作業に従事したことにより、石綿肺と続発性気管支炎に罹患し、今年1月に労災認定された福田文夫さん（75歳）が11月15日、日本最大のアスベスト企業だったニチアスに対して2200万円の損害賠償を請求する訴訟を岐阜地方裁判所に提起しました。福田さんは石綿被害を被った元労働者などで結成する労働組合、アスベストユニオンの組合員で訴訟の提起前に3回、文泰竜執行委員長ら組合役員とともに団体交渉をニチアスと行いましたが誠意ある回答を会社から得ることができず、提訴することを決意しました。



提訴後の記者会見で福田さんは「ニチアスでは残業をして一生懸命働き、現在のようにになりました。最近では息がしづらく、少し歩いただけで息切れしますし、風邪をひいたらなかなか治りません。ニチアスには体の補償をお願いしたいです」と話しました。また、アスベスト訴訟弁護団の位田浩弁護士は記者団に対し、「福田さんに石綿を取り扱う仕事をさせ、元労働者が健康被害を被ったことへの一義的な責任は100パーセントニチアスにある」と説明しました。

厚労省が公表している石綿ばく露作業による労災認定事業場一覧表で確認したところ、2018年度までのニチアス全社におけるアスベスト労災認定者数は315人に上り、その内118人が既に死亡していることが分かりました。羽島工場では74人がアスベスト疾患で労災認定されていることが確認できますが、石綿肺による認定はわずか6人とどまり、過去に劣悪な作業環境でアスベストにばく露した退職者達の現在の健康状態が気になるところです。退職時は軽いじん肺所見を有するだけでも、年をとるにつれてじん肺が悪化していく石綿肺・じん肺患者のケースが後を絶たないからです。

### 《ニチアス羽島工場の入社後、保温材製造部門に配属》

福田さんはニチアス羽島工場に1959年3月から1970年1月まで勤務しました。ニチアス在職中は石綿を含有するスーパーライトやシリカライト保温材の製造作業やファインフレックス断熱材の製造作業に従事しアスベストにばく露しました。母子家庭で兄弟とともに育った福田さんは、家計を支える為、中学卒業後すぐにニチアスに就職しました。その頃は忙しく、ニチアスより入社式前から仕事に来てくれと言われ、入社式までは学生服で仕事に行っていたそうです。

スーパーライトやシリカライトは、アスベストに石灰や珪藻土等を加えてブロック状、板状あるいは円筒状に成形した保温材です。工場や発電所、船舶等のボイラーや配管等の保温、断熱の為に使用されました。

スーパーライト保温材の製造で粉じんにはく露する工程は、①混合場でアスベストや他の原料を混合機に投入する時や、②攪拌した混合原料をスコップで金型に詰めてフタをし、プレス機で圧縮し乾燥機で乾燥した後にトロッコで仕上場まで運ぶ時、③仕上場で製品を切断したり箱詰めしたりする時でした。①の時は、乾燥し、細かくほぐされふわふわした綿状のアスベストを混合機に投入する際に粉じんが飛散し、②の時は、トロッコがレールのジョイント部分

を通過する時の振動で、乾燥後、乾いて軽くなった製品の表面からアスベスト粉じんが飛散しました。③の時は、仕上場で製品をトラックからタンカに載せ換えたり、箱詰めをしたりする時、帯鋸で製品を切断する時にたくさんのアスベスト粉じんが飛散しました。福田さんはこういった作業に入社してから4年3か月間従事し、大量のアスベスト粉じんを吸い込みました。作業服、作業帽は紺色だったのですが、作業が終わると全身真っ白になり、鼻毛も眉毛も真っ白だったそうです。

### 《「別荘」と呼ばれていた作業場》

スーパーライト、シリカライト保温材の製造に従事していたのと同時期に、福田さんは「別荘」と羽島工場内と呼ばれていた別棟の混合場での作業に従事しました。別荘では吹付石綿材料を作る作業や珪藻土の粉碎作業、岩石状・棒状で入荷する固い石綿の原綿を粉碎機にかけて細かい綿状にする開綿作業が行われ、アスベスト粉じんが建屋内に充満していました。

粉じんの発生が特に酷かったのは吹付石綿材料を作る作業でした。開綿し細かい繊維状になったアスベストと珪藻土をコンクリートの床にぶちまけ、スコップで混ぜ合わせたうえ、粉碎機にかけてさらに細かく粉碎した後、紙袋につめるという工程だったことから、ものすごい粉じんが舞い上がり、あたりは真っ白になり、隣で作業をしている者の顔も判別できないほどだったと福田さんは証言しています。別荘での作業は1週間に4回程あり、その作業時間は1日のこともあれば半日のこともありました。

### 《断熱材製造部門での仕事》

福田さんは1963年6月から退職する1970年1月まで、石綿含有断熱材ファインフレックスの製造業務に従事しました。ファインフレックスはアスベストと糊を原料とする断熱材で、船舶の発電室や機関室、発電所、建造物の暖房用パイプなどに使用されました。

ファインフレックスの製造工程は、①麻袋（ドンゴロス）から手作業で塊状のアスベストを粉碎機に投入し、細かく粉状にした後、②粉状のアスベストと糊を水が回って流れている機械に入れドロドロになるまで攪拌した上で、③ドロドロになった混合物を別の容器に入れ、コテで平らになるように厚みを均し、平らにした後、④蓋をしてプレスし、容器の下から水を抜き、⑤濡れた綿状のシートをタンカ（枠に棒を渡したもの）に載せ、乾燥機に入れ一晩乾燥させた後、製品にヤスリをかけて端のバリをとってから箱詰めするというものでした。

①の石綿の塊を機械で砕き、粉状にする工程では、機械に蓋がなかったことから、粉じんがもうもうと舞い上がり、日が建物の中にさすと、キラキラと輝いて、まるで、冬の北海道のスターダストのようだったと作業中、福田さんは感じたということでした。乾燥機から断熱材を出す時にも粉じんが舞い、作業服にも粉じんがつき、繊維が服の中まで入り込むのか、洗濯した作業着を着ても、首のあたりがチクチクとしていたと福田さんは言います。

二チアス元従業員  
石綿被害で提訴へ  
笠松の75歳、損害求め  
大手建材メーカー「二チアス」（本社・東京都中央区）の羽島工場（羽島市）が、アスベスト（石綿）対策を怠ったために石綿肺になったとして、元従業員が同社に二千二百万円以上の損害賠償を求め、近



く岐阜地裁に提訴すること  
が分かった。同社に対する  
訴訟は、同地裁では三人  
目。  
提訴するのは笠松町の福

二チアスで働いていた当時を振り返る福田さん（岐阜市内で）  
田文夫さん（75歳）。訴状によると、福田さんは一九五九年から約十一年間、同社で石綿製品の製造に携わり、石綿肺を患った。同社が工場内に排気装置を設置せず、十分な性能を持つマスクを従業員に配布しなかったなどとして、「被告には

不法行為責任または安全配慮義務違反がある」などと主張している。  
福田さんは取材に「作業する部屋は粉じんだらけで真っ白で、隣の従業員が見えなくなるほどだった。会社には責任を持って対応してほしい」と話した。  
同社広報課は「訴状が届き次第、内容を確認して方針を検討する」と話した。

2018/11/14 中日新聞

## 《ニチアス退職後、調理師に》

1970年1月、ニチアスに10年10か月勤めた後、福田さんは退職しました。退職を決意した理由は、喫茶店を経営していたお兄さんから「日本アスベスト（ニチアスの旧社名）に勤めていると死んでしまうぞ。あそこは辞めたほうがいい」と言われたからです。福田さんは調理助手としてお兄さんの喫茶店で働き始めました。その後は調理師免許を取得し5、6年お兄さんの喫茶店で働いた後、お兄さんが開店した新店舗を経て、弟さんの経営していた喫茶店で68歳まで調理師として働きました。

退職した現在でも家で料理をするのは福田さんだということで、ニチアス勤務時代に隣の会社に勤めていたお連れ合いとは車や電車で旅行にいたりすることがよくあるそうです。先日もお連れ合いの故郷の鹿児島まで行き、帰りに香川県に立ち寄りうどんを食べてきた話をしてくれました。

## 《初めてのじん肺管理区分決定申請と労災認定》

福田さんと最初にお会いした時、石綿健康管理手帳は取得されていましたが、じん肺手帳は持っていませんでした。風邪になると治りにくく、息苦しく、夜寝ていても肩で息をする感じでせきやたんがよく出るとお話しになったことから、2017年4月、名古屋八事の杉浦医院に来院していただき、労職研代表の森亮太医師の診察を受け肺機能検査やたんの検査を行いました。その後、別の日にさらに検査を行った後、岐阜労働局にじん肺管理区分決定申請を行ったところ、7月末にじん肺管理区分管理2、かかっている合併症の名称：続発性気管支炎、療養の要否：要との管理区分決定を受けました。この労働局の決定を受け岐阜労働基準監督署に労災請求を行ったところ、今年1月に労災認定されました。ニチアスを退職してから48年経過していました。

## 《ニチアスの責任》

政府による泉南地域や奈良にあった石綿工場従業員への健康障害調査等を経て、石綿肺の知見は遅くとも1940年には日本でも確立していたといわれています。また、1960年にはじん肺対策強化のためにじん肺法が制定・公布されており、福田さんがニチアスで働いていた時には、すでにニチアスはアスベスト粉じんが労働者の生命・健康に重大な影響を及ぼすことを予見できたと言えます。

訴状において弁護団及び原告は、ニチアスが労働者を大量かつ高濃度のアスベスト粉じんが発生する作業環境下での作業に従事させるにあたり、信義則上、当時の実践可能な最高の工学的技術水準に基づいて、①アスベスト粉じんの発生・飛散防止措置をとる義務、②防じんマスクを適正に使用させる義務、③粉じん濃度を測定し、その結果に従い改善措置を講じる義務、④安全教育及び安全指導を行う義務がニチアスにはあったと主張したうえで、それらの義務を怠っていたニチアスには、不法行為責任または安全配慮義務違反があると言え、福田さんが被った損害を賠償する責任があると主張しています。

福田さんが就業していた当時、羽島工場内には局所排気装置などは設置されておらずアスベスト粉じん飛散防止は行われていませんでした。また、従業員に対しても十分な性能を有する防じんマスクを配布して着用を義務付けることも行われませんでしたし、作業場所において粉じん濃度の測定も行われず、作業環境改善のための措置もとられませんでした。アスベスト関連疾患やアスベスト粉じん対策、従業員に対する安全教育・安全指導も実施されていなかったといえます。

## 《過去のニチアス石綿被害損害賠償訴訟》

2010年10月28日、アスベストユニオンの加入したニチアスの元労働者や元下請け労働者の遺族が原告となり、多くのアスベスト被害者を出し続けているニチアスを相手取って札幌地裁、岐阜地裁、奈良地裁にそれぞれ一斉提訴しました。

2015年9月15日、岐阜地裁は羽島工場で就労し石綿肺に罹患した山田益美さんと故角田正さんに対して4180万円の賠償をニチアスが支払うことを命じる判決を言い渡しました。

笠松の元従業員ニチアスを提訴  
岐阜地裁 石綿被害で  
大手建材メーカー「ニチアス」(本社・東京都中央区)の羽島工場(羽島市)が、アスベスト(石綿)対策を怠ったために石綿肺になったとして、元従業員の男性が15日、同社に1千200万円の損害賠償を求め、岐阜地裁に提訴した。提訴したのは笠松町の福田文夫さん(67)。訴状によると、福田さんは一九五九年から約十一年間、同社で石綿製品の製造に携わり、石綿肺を患った。同社が工場内に排気装置を設置せず、十分な性能を持つマスクを従業員に配布しなかったなどとして、「被告には安全配慮義務違反がある」と主張している。

た。国は請求通りの六百五十万円を支払う。元労働者らでつくる労働組合「アスベストユニオン」は16日、羽島市の不二羽島文化センターでアスベスト被害の相談会を開き、同日からホットラインも設ける。☎ホットライン070(5251)9840(平日の午前10時~午後六時)(下條大樹)

2018/11/16 中日新聞

この判決は確定しています。

札幌訴訟は、2012年10月28日に、ニチアスの下請け会社で石綿吹き付け作業に従事したことが原因で石綿肺に罹患し、死亡した男性の遺族に対して、ニチアスが4180万円を支払うことで和解が成立しています。

奈良訴訟は、2014年10月23日に胸膜プラーク所見のある原告2人と良性石綿胸水で労災認定されていた原告1人、計3人の原告敗訴の不当判決を受けたため、大阪高裁へ控訴しましたが、2015年6月24日に控訴が棄却されました。さらに最高裁へ上告しましたが認められず、2015年12月9日に敗訴が確定しました。

### 次回期日傍聴のお願い

福田文夫さんの裁判の岐阜地裁での第1回口頭弁論は1月23日午後1時10分です。この訴訟に対する皆様の絶大なご支援をお願い申し上げます。

(事務局 成田 博厚)

### 岐阜訴訟

原告氏名 (生年月日)	請求に係る疾患等	請求額	就労期間及び作業内容	裁判結果
山田益美 (1943.4.11)	石綿肺(管理4、 労災認定された)	3300万円	1959.3~1967.12 ニチアス羽島工場 石綿製品製造、倉庫業務に従事。	2015年9月15日に岐阜地裁でニチアスに対し2400万円の支払いを命じる判決。
故角田正 (1935.3.7)	石綿肺(管理4、 労災認定された)	2640万円(定年時に600万円の支給を受けた為)	1961.5~1995.4 ニチアス羽島工場 石綿製品製造に従事。	2015年9月15日に岐阜地裁でニチアスに対し1760万円の支払いを命じる判決。

## 奈良訴訟

原告	請求に係る疾患等	請求額	石綿職歴・病歴	裁判結果
仲井力	胸膜プラーク	660万円	1956.9～1957.1 ニチアス王寺工場 石綿製品製造に従事。	2014.10.23 奈良地裁で損害賠償請求を棄却。2015.6.24 大阪高裁で損害賠償請求を棄却。最高裁へ上告するも認められず、2015年12月9日に敗訴が確定。
北村昌三	胸膜プラーク	660万円	1970.6～1980.2 ニチアス王寺工場 鉄工工作室業務。	2014.10.23 奈良地裁で損害賠償請求を棄却。2015.6.24 大阪高裁で損害賠償請求を棄却。最高裁へ上告するも認められず、2015年12月9日に敗訴が確定。
勝村正信	良性石綿胸水 (労災認定された) 胸膜プラーク	2200万円	1957.3～1958.8 ニチアス王寺工場 石綿製品製造に従事。	2014.10.23 奈良地裁で損害賠償請求を棄却。2015.6.24 大阪高裁で損害賠償請求を棄却。最高裁へ上告するも認められず、2015年12月9日に敗訴が確定。

## 札幌訴訟

原告	請求に係る疾患等	請求額	石綿職歴・病歴	裁判結果
被災者の妻 及び子2名	石綿肺(亡夫、 管理4、2008 年4月21日死 亡、享年60歳)	5266万円 (原告の妻 自身の胸膜 プラーク損 害額500万 円を含む)	1969.12～1976.12 亡夫(1948.2.21生)は、ニ チアス専属下請け会社の札 幌トムレックスで石綿吹き つけ作業に従事。 妻も亡夫の作業着を洗濯す ることにより石綿にばく露 し、胸膜プラーク所見があ る。	2012.10.28 札幌地裁 で遺族に対してニチア スが4200万円支払う ことで和解成立。

## ★新潟支部が第1回総会を開催



11月10日、クロスパル新潟で新潟支部第1回総会を開催しました。参加者は中皮腫患者4名を含む12名でした。この日、講演を行っていただいた関東支部の千歳恭徳さんが新潟で被害者の会があるよと、来日していたイタリア人映画製作者のアレッサンドロ・プーニョさんに声をかけてくれたことから、アレッサンドロさんも古谷杉郎さんとともに総会に駆けつけてくれました。

アレッサンドロさんは冒頭、「私の故郷、イタリアのカサーレ・モンフェラートには38年前までエタニット社のアスベスト工場がありました。私が17歳だった2000年に養父を中皮腫で失いましたが、その後長い間、私はアスベスト問題について話したいと思わずに過ごしていました。カサーレではほとんどの住人が家族の誰かをアスベストで失っています。数年前、カサーレの住民たちが加害企業であるエタニット社のオーナーを告発する訴訟を起こしましたが、私にと

って改めて故郷のアスベスト問題に目を向ける転機になりました。訴訟は住民にとって、自分の体験を他の人に話し、悲しみを戦いに変える場になりました。数年前、尼崎を訪れた時、クボタの工場周辺を歩く機会がありました。その時、案内の人からこの通りの家の人の中皮腫で亡くなったんだよと教えていただき中で、カサーレと同じようなことが日本でも起こっていることに気づかされました。いろんな国の人たちがアスベスト問題について話し合うことが重要だと考えており、今日、皆さんに会いに来ました。」と話してくれました。



アレッシンドロ・プーニョさん

総会では最初に世話人の岡田伸吾さんより活動及び会計報告が行われました。新潟支部は昨年11月の結成後、3回の交流会と2回の相談会を実施し、被害者の掘り起こしを行うとともに、会員同士の交流を深めてきました。報告後、岡田さんは、「活動も2年目に入ります。これからも患者、家族、参加者で色々な話をしていく中でこれからのこと、生きていく路を見出していきたい」と挨拶されました。岡田さんは中皮腫を発症して14年目になります。



総会后、千歳さんに「胸膜中皮腫を発症後の人生」と題する講演をしていただきました。千歳さんは故郷大分から上京後の1970年、大学生の時に吹付けアスベスト材を混合したり、コテで押さえたりするアルバイトに従事しました。経験した現場は10か所で、従事期間は30日間程でしたが、その33年後の2004年9月、不整脈の検診時に胸膜中皮腫が発見され翌年1月に右肺を切除する手術を受けました。手術後、営業として勤務していた精密機器メーカーに復帰しますが、不本意な事務の仕事で58歳の時に早期退職しました。患者と家族

の会との出会いは手術後の2005年7月で、当時は焦燥感があったということでした。労災保険の申請を行うことを考えましたが、働いた履歴、給料をもらった記録等が無く、同級生にもあたりましたが、アルバイトをしていた事業場が特定できず申請はあきらめるしかありませんでした。最終的に、石綿救済制度で認定を受けました。

手術後は抗がん剤や放射線の治療を受けず、現在、呼吸機能の低下に悩まされているということでしたが発症から13年経過し、管理栄養士から指導を受けるなど栄養の取り方に気をつけており食欲不振はなく、頼れる主治医が精神安定剤の役目を果たしてくれているということでした。

千歳さんが参加した今年7月の韓国でのアスベスト禁止国際シンポジウムや、今年10月のスペインでのアスベスト被害者集会の報告も行われ、日本やアジアの国々、欧州各国との連携を増やしながら世界共通の問題として力強くアスベスト根絶の運動を進めていくべきだと思いと語りました。

千歳さんの講演後は参加者全員で交流のを持ち、お互いの近況などを報告しあいました。この日五泉市から初めて参加した女性は、「夫が中皮腫を発症して3年になります。今はオプジーボの治療を受けており、新潟日報に患者と家族の会の集いや相談会の



記事が載るたびに参加してみたいと思っていた」と話してくれました。

(事務局 成田 博厚)

## ☆長野で2回目の集いを開催



長野支部は10月20日に、長野市のもんぜんぷら座でアスベスト被害相談会・ホットラインと患者と家族の集いを行いました。今年5月19日に行った支部結成の集いはプログラムが盛りだくさんで、参加者同士ゆっくり話をする時間が少なかったため、2回目は交流が多くできたと考えました。16人の参加を得ることができ、その内、中皮腫の患者は4人で他のアスベスト疾患の患者は2人でした。

相談会は午前中に行われました。会場には石綿製品を製造していた工場の近くに住んでおり、かつては家の真横にあった排気口から多くの粉じんが飛散していた。最近、息苦しさを感じるようになったという女性や、石綿含有屋根材を扱う仕事に従事し、4、5年前から咳とたんが酷くなり、息苦しくなってきたという男性、25年間病院のボイラー工をしていて間質性肺炎と診断されたという男性から相談を受けました。また、お連れ合いが電気工をしているという女性から、夫が胸水を抜く治療を受けたが労災申請は出来るかという電話相談もありました。

午後は患者と家族の集いを行い冒頭、中皮腫サポートキャラバン隊の栗田英二さんに「キャラバン隊活動1年間の報告」というタイトルで講演をしていただきました。栗田さんは1999年に腹膜中皮腫と診断されてから18年10か月経過しており、これまで4回手術を受けましたと自己紹介した上で、2年半前に肺と肝臓への転移が発見された時、抗がん剤治療を勧められたが、抗がん剤を受けないで体調の良い元気な状態を活用して自身の経験を他の中皮腫患者に役立ててもらいたいと思い大阪の右田孝雄さん、北海道の田中奏実さんら中皮腫患者とともに中皮腫サポートキャラバン隊の活動を始めたことを話しました。



栗田 英二さん

昨年はキャラバン隊の講演を全国18か所で行い、479人の参加者を得ることができ、その内、中皮腫患者は77人だったという事でした。栗田さんらは個別訪問も行い、講演会参加者と合わせると昨年1年間で100人程の中皮腫患者と会うことができたということでした。患者や家族からは、生きる希望を持たせたとか、明るい気持ちになったという言葉をかけられたということでした。

栗田さんは出版の為、全国で中皮腫患者の聞き取りを行いました。30歳で腹膜中皮腫を発症した後妊娠し、医師から生むなと言われながら出産し、現在育児を行いながら会社にも復帰し、家事をこなしながら元気で過ごしている女性に栗田さんが人生の目標を聞いた時、「発症から3年経っているが2人目が欲しい」とお答えになったエピソードも紹介されました。

今後の活動については、患者が中皮腫と診断された時、中皮腫という病気がよく分からず、治療方法やどんな生活をしたらよいかという事が分からなかったり、労災や救済制度の申請方法が分からなかったり等、現在でも中皮腫患者が基本的な情報を得にくい状況があると考えていることから、中皮腫患者がそのウェブサイトに行けば発症後何をすればよいかや、協力を得る為の情報を得ることができる中皮腫ポータルサイトの製作を行いたいということでした。





千歳 恭徳さん

栗田さんの講演後、千歳恭徳さんより今年10月4日より6日までスペインのカタルーニャ州で行われたアスベスト被害者国際会議への参加報告が行われました。千歳さんは2004年に胸膜中皮腫を発症し、2005年に右肺を切除する手術を受けました。

国際会議の日程は、1日目はセルダニョウ市庁舎にて集会を行い、その後、街なかにあらかじめ石綿製品の製造をしていたウラリタ社（旧エタニット社）の工場跡周辺の訪問、2日目はカントリハウスでの被害者団体集会とカタルーニャアスベスト被害協会の講演、3日目はカタルーニャ市庁舎前広場にて抗議大集会だったということでした。

2日目の被害者団体集会で日本代表として発言してきた千歳さんは、ヨーロッパではアスベストの職業ばく露や環境ばく露による被害者の支援活動が国を超えた連携の中で行われています。アスベスト被害は日本やアジア諸国だけの問題ではなく世界共通の問題だと認識して取り組むことに意義があると考えたと報告しました。スペインでは地下鉄職員にアスベスト被害者が多い事や、3日目に大音響で行っていた集会会場の隣にあった市庁舎の施設で結婚式をしていたカップルがいたエピソード等が印象に残りました。



講演の後は参加者全員で意見交換をしました。世話人の大原慎一郎さんをご自身のお父さんが中皮腫を発症した時の経験から「中皮腫患者の家族は、家族の療養についての悩みと労災申請など制度の悩みを同時に抱えることになり苦しむ。支援体制は非常に重要」と考えるようになったことを話しました。18年前に大阪から長野県にお連れ合いとともに移住した同じく世話人の菅谷泰子さんは、お連れ合いが中皮腫を発症した時に長野労働基準監督署で、「勤務先が大阪の発電所だから、大阪の監督署へ行ってくれ」と言われた体験を紹介しました。

（事務局 成田 博厚）



## ★アスベスト（石綿）訴訟の現状と課題

### ―被災労働者の救済と今後の被害防止対策―

表題は、法学部社会人入学後の本年3月卒業論文のテーマであり、その目的は、建設業におけるアスベスト被災労働者の救済と、今後のアスベスト建材建造物解体工事等における労働者健康被害防止対策である。検討の視点は、労働衛生の三管理に基づく法律を研究することにより問題解決を図ることにあつた。その後の、直近三つの建設アスベスト高裁判決を踏まえ、その要旨を紹介する。

筆者は、定年まで、建設業界の施工や安全衛生部門に勤務した経験があり、アスベスト健康被害防止等に強い関心を抱いてきた。法務省によればアスベスト訴訟は、①工場労働者型（屋内型）と②建設労働者型（屋外型）という2つの訴訟類型にわけられる。①工場労働者型は、石綿工場の元労働者等や近隣住民およびその遺族が国の規制権限（局所排気装置の設置義務付け、防じんマスクの着用義務付け等）の不行使の違法を主張して、国に対し、健康被害または死亡による損害賠償を求めている事案をいう。②建設労働者型とは、建設業等の元労働者等およびその遺族が、国の規制権限（防じんマスクの着用義務付け、有害性の警告表示義務付け、集じん機付き電動工具の使用義務付け、クリソタイルの製造等禁止等）の不行使の違法を主張して、国に対し、健康被害または死亡による損害賠償を求める事案である。

平成26年の大阪・泉南アスベスト事件最高裁判決は、工場労働者型の訴訟であり、石綿健康被害に対する国の賠償責任を初めて認めた。これにより、工場労働者型については一定の解決が見られたといえる。しかし、この訴訟は石綿製造工場労働者の例であり、建設労働者型についてはメーカー責任も併せて問われおり、いまだ問題は解決していない。そこで、本研究ではこの建設労働者型の訴訟について重点的に検討を行った。

さらに、今後の被害防止対策は英国法が参考になるといえる。英国はアスベストを古くから大量に使用してきた経緯があり、早くからアスベスト疾患の発生がみられ、その対策として1924年には早くも石綿症の診断基準、1931年にはアスベスト産業規則が制定されている。このように英国は、アスベストの健康被害対策の最も進んだ国でもあり、その先行研究は評価できる。そのため、目的の一つである「建造物解体工事等における今後の労働者健康被害防止」について、英国の The Control of Asbestos Regulations 2006（CAR2006）規則の日本への導入が有効であるといえる。

本研究ではまず、アスベストに関する法規制を分析・検討を行った。わが国のアスベストに関する法規制等は、2004年から本格的に規制が図られようになった。しかし、アスベスト健康被害対策の先進国である英国と比較して、図一1に見られるように、建築物等解体工事に伴う法整備が遅れているのが現状である。今後、高度成長期に作られた建物解体工事にともなうアスベスト健康被害の増加が懸念されているが、現状はアスベスト粉じんの飛散事故が多発しておりその防止のために新たな法規制・制度等が必要である。

規制・制度の概要	英国	日本
建物使用時のアスベスト調査義務	○	×
建物使用時のアスベスト管理義務	○	△
調査実施者の法的規制	○	×
調査実施者の資格規制	○	○
調査実施者の ISO 認証制度	○	×
分析実施者の法的規制	○	×
分析実施者の認証制度	○	×
分析機関の ISO 認証取得義務	○	×
完了検査の法的規制	○	×
完了検査実施者の法的規制	○	×
除去業者の許可制度	○	×

図一1 日英のアスベスト規制の比較<sup>1</sup>

<sup>1</sup> 井部正之「イギリスにおけるアスベスト対策の現状」 環境と公害（Apr. 2017年）58頁。

次に、わが国のアスベスト訴訟を、クボタショックの2005年を境に前後に分けて分析をおこなった。前期の訴訟類型は安全配慮（労働衛生三管理）義務違反による民事損害賠償請求、被告は使用者、訴訟原告は造船関係や工場のアスベスト肺疾病労災認定労働者が主であり建設労働者関係の判決は見当たらない。後期は、前期と比較して、訴訟対象はアスベストの輸入、運搬、製造、使用、消費、廃棄物処理までのアスベストライフサイクルの流れに関係する全てに広がっている。その結果、職場のみならず社会全体にアスベスト問題が広がっている。

石綿関係疾患には発病までの長い潜伏期間があるのが特徴である。加えて、建設労働者は重層下請構造により多種多様な現場を渡り歩く職人が多く、どの事業所で罹患したのか不明なことが多い。そのため、直接の事業者責任を追及する相手である使用者が不明確で、不法行為の因果関係立証が一般的に困難であり、建設労働者型訴訟のように国賠・メーカー責任のみの追及に終始する傾向にある。さらに、労災等石綿肺がん行政訴訟では、国側の敗訴等が続出しており、労災基準等の見直しが求められている。

そして、大阪・泉南アスベスト訴訟は、最高裁として石綿健康被害に対する国の賠償責任を認めた初めての判決であり、国は、訴訟の中で和解手続を進めることが確定しているが、賠償金の受け取りに必要な提訴が増えておらず司法の解決には限界があると言える。

また、建設労働者型（屋外型）アスベスト訴訟は、防じんマスクの着用義務付をしなかった国の不作為責任が問われている。結果は、国が10連敗しており、ほぼ国の責任が認められるといえる状況にある。石綿建材メーカー責任についても、二地裁と三高裁で認められてきているので方向性は見えてきた。

昨年の首都圏建設アスベスト訴訟の神奈川1陣東京高裁訴訟判決は、高裁レベルで初めて国と建材メーカー賠償責任を認めたことに意義がある。さらに、メーカーらの責任について東京高裁は、マーケットシェア、従事した現場数、供述証拠などに基づき、中皮腫を発症した原告との間では、民法719条1項後段の適用により、石綿肺、肺がん、びまん性胸膜肥厚を発症させた原告との間の民法709条に基づく割合的な損害賠償責任を認めた。国とメーカー側は上告し、司法の最終結着は最高裁に持ち越され、統一判断が出されるまでには相当の時間がかかると予想される。本年相次いで出された三高裁の司法判断は、新たに個人事業主である一人親方も救済の対象にされたが、ほぼこの流れに沿っている。しかし、これ以上、救済されないまま亡くなる被災者の為にも、国は全ての建設アスベスト訴訟で賠償を命じられた事実を真摯に受け止め、司法の枠を超えた政治の場での救済処置を一刻も早く検討するべきである。原告団が求めている「建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度」である。その例は、わが国に既にある先行例の公害健康補償制度である。

その一方で、今後、増加するアスベストを含んだ建築物解体工事等で重要なことは、建物のアスベストの有無、使用されている場所の特定、種類、ばく露レベル、量等を正確に事前に知ることである。しかしながら、現在、石綿建材の正確な調査判定を行う「建築物石綿含有建材調査者」が少ないのは問題であり、早急に普及を図る必要がある。

ここで、参考になるのが英国法である。英国では、既にCAR2006規則による制度システムが稼働しており、石綿の健康被害対策ではわが国より15～30年先を進んでいるといわれ、石綿除去業者の免許制度や石綿を取り扱う資格制度がある。わが国でもこのような制度を法定化するべきである。

建設アスベスト集団訴訟は、昨年の東京高裁以降の四高裁判決で国とメーカーの責任がほぼ認められたことで、一つの方向性は定まったと言える。今後の主要な問題は、建物に蓄積されたアスベストばく露から如何にして労働者や国民の健康被害を防止するのかがである。今後、増加するアスベスト建築物解体等に伴うばく露防止を図るために、アスベスト対策の先進国である英国の法規制システム導入及び、その行政上の義務履行確保を提案する。一方で、今までのアスベスト

被災者や今後発症する恐れのある労働者等の保護を図り公平に救済すべきである。

(労職研会員 小島 龍馬)

## ☆悪性胸膜中皮腫患者 3年9か月オプジーボ治療をして

平成 27 年 3 月に右の悪性胸膜中皮腫（上皮型）との診断が下りました。すでに胸膜肥厚が進み、リンパへ転移しており、ステージ 4 で手術はできない状態でした。その時は、頭をハンマーで殴られた様な衝撃を受けました。

早速、3 月 26 日から 6 月 2 日までのシスプラチンとアリムタを 4 クールの抗がん剤治療が始まりました。

辛い抗がん剤治療を終え退院すると、段々と体調が元に戻りました。家で療養している間に自宅庭のリフォームに取り組み、デッキの製作やウッドフェンスを作って、体を動かすことで病気であることも忘れるほど元気で過ごすことができました。

その後 7 か月後に肺の水が増えて再発が確認されました。

平成 28 年 2 月からゲムシタピンを 3 クール投与の後、再度シスプラチンとアリムタを 4 クールの治療をしました。

またその後約 7 か月後に再発、ナベルピンを 11 クール投与の後、平成 29 年 3 月より 8 月までアリムタ単剤での治療を 13 回行いました。病気発覚から 3 年 6 か月たっていました。

その間、患者と家族の会に参加するようになり遺族の方のお話を聞いたり、患者同士の情報交換の場がとてもありがたく、参加するうちにキャラバン隊の皆さんの活動を知りました。

患者でありながら前向きに活動されている姿勢に感動し、どう生きるべきかを考えさせられました。おかげでなんと恥ずかしながら、見よう見まねで私もブログを開設し数回投稿もしました。

今年 4 月には 4 泊 5 日の車中泊の一人旅に出かけたり、6 月 1 日の省庁交渉の場にも参加することができました。何もできないだろうが、それでも頭数にはなると思い夫婦二人で参加し、白熱の交渉の場に圧倒されていました。その場で交渉されたオプジーボの早期承認がのちに奇跡を起こしてくれることになるとは、その時は思いもしませんでした。

8 月に入り、アリムタ単剤での治療が続いていましたが、段々咳や痛みを感じるようになりました。お盆を過ぎると急に体調が悪化し、寝汗が出るようになり咳と痛みがひどくなりました。

8 月 25 日の新潟支部の集会には咳をしながら何とか参加しました。栗田さん・千歳さんの講演を聞くことができ、無理してでも参加してよかったと思いました。

新潟支部世話人さんの助言もあり、8 月 27 日に緊急に受診すると肺の水が溜まっており、すぐに 1 リッター抜きました。主治医より「新潟も 8 月 22 日にオプジーボが承認され使えるようになりました。このまま入院して明日使いましょう。」との話がありました。しかしオプジーボの副作用を考えると即決ができず、結論を 1 週間先延ばししましたが、咳や痛みに耐えきれず、このままでは先はないとの思いからオプジーボを使う決断をしました。

9 月 4 日入院すると、また水を 0.8 リッター抜きました。9 月 5 日に 1 回目のオプジーボを投与しました。異常がないか 24 時間の監視体制でした。特に異常はなく、翌日にとても体が軽くなり何処へでも動けそうな感じがしました。その時の症状は咳、右わき腹や背中 of 痛みに加えて吐き気やめまい、食欲不振で何も食べれない状態でした。オプジーボの副作用かと心配しましたが、同時に麻薬系の痛み止めや咳止めの薬を処方されたのが体に合わなかったようでした。そのまま食欲不振が続いて、どんどん体調は悪化していきました。

ようやく合う薬を処方されて退院許可が出ましたが、3週間の入院の間に4回の水を抜き、肺機能が低下してしまい、常時酸素吸入が必要になりました。

退院後、外来でのオプジーボ治療3回目で、水は抜くほど増えていないとのことでした。食欲不振やだるさは相変わらず続いていましたが、咳や痛みは徐々に少なくなっていました。

4回目の治療で「LDHの数値が良くなっていますよ。効いていますね。」との主治医のお言葉をいただきました。オプジーボ投与も当初2週間ごとでしたが、「安定してきたので3週から4週間後でいいですよ。」とのこと。

今では、体調がいい時は酸素ボンベを背負って庭の草取りをしたり、近くまでドライブに出かけることができる日もあります。けれど、オプジーボの副作用なのかわかりませんが、日によって体調は安定せず、寝汗や突然の発汗があったりしますし、食欲不振やだるさは相変わらず続いています。

咳や痛みも日によって波があります。これからどんな副作用が出てくるのか不安要素も残ります。

しかし、思えば正に絶妙なタイミングでオプジーボ治療が受けられた事、更に30%の奏功をいただけたこと、省庁交渉での早期承認のおかげと喜んでいきます。

これから投与を考えられている方の参考になれば幸いです、人によっては重篤な副作用を伴う治療とのことですので十分に検討してください。

今後は栄養バランスを考えた食事を取り、入院中に落ちた体力を取り戻すべく少しずつ体を動かしていきたいと思っております。

大変ありがとうございました。

(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 新潟支部 吉田 義則)

## ★・・・オプジーボ効果とプラシーボ効果・・・



本庶佑・京都大学特別教授がノーベル医学生理学賞に決まったことで癌の免疫治療薬の【オプジーボ】(免疫チェックポイント阻害剤)に更なる期待が高まっている。けれども現状は、【オプジーボ】は夢の治療薬でもなく特効薬でもない。確かに癌で苦しむ患者にしてみると、【オプジーボ】によって治癒するかもしれないという希望を抱くことは中皮腫患者である私にも理解はできる。しかしながら臨床治療の治療結果から副作用も少ないという科学的根拠のある現在使用されている抗がん剤などの標準治療と違って、【オプジーボ】は効果の期待できる癌の種類は限定的であり、また投与後の副作用などはまだまだ解明できていない部分が多く、その事からも余りに過大な期待を抱くのは時期尚早ではないか、と思う。

ノーベル賞の報道以来、免疫チェックポイント阻害剤が同じという名の下に別の免疫治療薬なる物を宣伝する医療機関が多く現れ、あたかも薬なる物が効いたかの如くの患者の体験談を取り上げて成功例などと強調する為、藁にもすがりたい癌患者がその様な宣伝に接すると、すぐにでも免疫治療薬なる物でさえも投与を受けたいと望むようになる。昔に頭が痛い、腹が痛い、熱があるとやってきた病人に偽薬(プラセボ)を薬と偽って病人に与えていた医者もどきがいたという。偽薬は米糠でも何でも害が無ければ良いのであって、要は病人が偽薬を本物の薬であると信じ込みさえすれば効果があるというのである。これをプラシーボ効果という。信じ難いことであるが病人・癌患者の心はそれ程に弱いもので、仮に万人に一人くらい効果があったとしても、それは治療とは言えない。その様な効果は奇跡でしかない。

先にノーベル賞を受賞しその理由となった京都大学の山中教授のiPS細胞は、今や目の病気やアルツハイマー病やパーキンソン病などの治療に効果がある事がわかってきた。

【オブジーボ】もiPS細胞に優るとも劣らない効果が期待できるはずである。先ずはどの癌に対して効果があるのか、どのような患者に効果があるのかを見極める事が大事である。その効果を明確に予測できる目印となるバイオマーカーなる物の探索はまだ始まったばかりで早期の確立が待たれるところである。確立されれば、【オブジーボ】の間質性肺炎や重症筋無力症や1型糖尿病など従来の抗がん剤にはみられない副作用も回避できるとの事だ。

しかしながら、アメリカ癌学会が発表している【オブジーボ】を投与した患者の5年生存率は僅か16%と決して高い数字とは言えず、それが現在のところ【オブジーボ】の投与による効果及び治療の限界なのかもしれない。

とはいうものの、iPS細胞による治療に続いて、【オブジーボ】の投与及び治療は、癌患者たちにとっては、夢の治療薬や特効薬になり得ることに間違いはなく、今後更なる研究や臨床結果を期待したいと、中皮腫患者の一人として私も切に願うところである。

## 追記

拙著『仄かな希望』の出版に際しては皆様には多大なるご協力を頂きまして誠に有り難うございました。この度、続編（『仄かな希望』が、『明かな希望』に替わる）を出版いたしました。前作は手術後2年までを著し、今作は手術後5年までの生きた証しを著しました。今作もご購入いただけましたら、誠に幸甚に存じます。

尚、販売はネットのAmazon書店か一粒書房（0569-21-2130）のみで、一般書店ではご購入いただけませんのでよろしくお願いいたします。

（労職研会員 橋本 貞章）

## ☆私を支え続けてくれた我妻、祐子へ



私が杉浦医院へ来ることになるのに、大きく背中を押してくれたのは妻、祐子であった。祐子と初めて出会った時には、祐子は私が医師となり研修を受けていた病院の病棟主任であった。当時の私は、何もできない研修医になりたてで、採血も、点滴確保もできない、病気の知識もろくにない、何の魅力もない男であった。そんな私が、祐子と付き合うきっかけになったのは、2年間の研修が終わり名古屋へ戻るといふ、その日の朝の出勤途中の偶然の出会いでした。普段はあいさつ程度しかしらない仲であったのに、その日は研修最後の日ということもあり、「今日名古屋に帰るね」とひとこと伝えた。すると、その晩呼び出されて、手作りの弁当を用意して渡してくれた時に、ずっと好きであったという思いを伝えた。そして、大阪～名古屋の遠距離恋愛が始まり、2年の後結婚することとなった。



平成29年12月2度目の手術の直前に

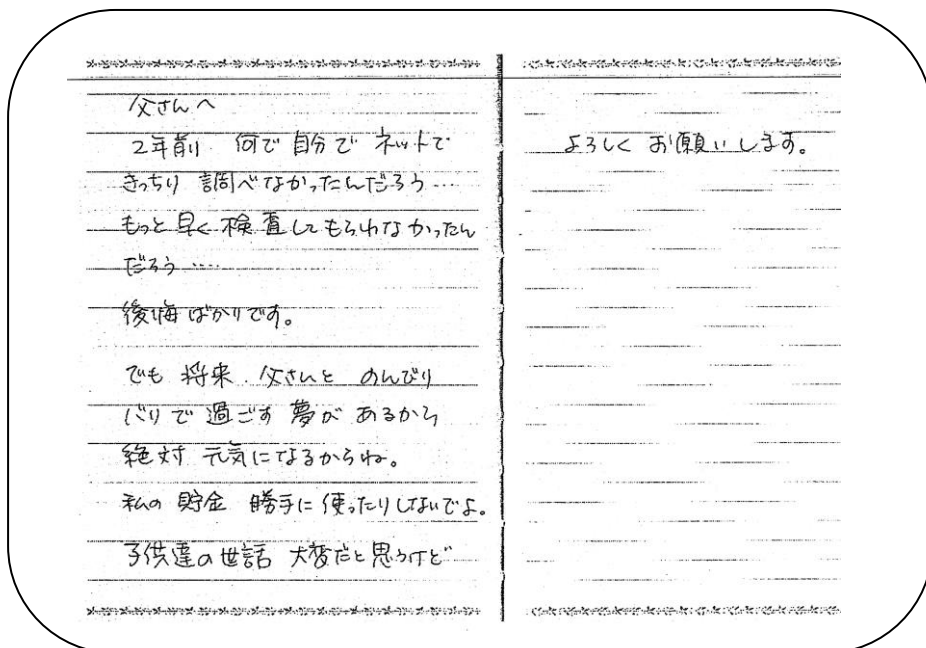
結婚したのは、外科医として朝早くから夜遅くまで、病棟、手術、夜のお酒へと駆け回っていて、家庭のことを振り返らず、子供たちのこと、ご近所づきあいなど全て彼女に任せきりであった。のちに彼女が書いた手紙に、「家事も育児もしない予想以上にとんでもない人でした」を言わしめたほどであった。

先代杉浦裕先生から杉浦医院継承の話が来た時には、週に一度の手術と、3回の外来と2回の当直(夜勤)をするだけで、残りは自分の時間で過ごせる、のんびりとした病院勤務でした。自分が継承して開業するなんて夢にも考えていませんでしたが、祐子に杉浦医院の継承の相談すると、「チャンスだからがんばれば」と大きく背中を押してくれたのです。杉浦医院に来てからは、労職研の代表が伊藤光保先生に変わり、伊藤先生が杉浦先生と同様癌になり病気が見つかったからは、私が代表を務めることとなりました。杉浦医院の事、在宅医療の事、私が他に理事長を務めるホームレス生活困窮者支援のNPO ささしまサポートセンターの事、そして労職研の事と、仕事に駆け回っていたのも、妻祐子が、私の活動がし易いようにいつも支えてくれたからでした。

5年前に胸が痛いと言って、一度胸のCTを取ったことがありました。その時の診断では「胸腺腫」とありましたが、主治医も私もそれを見て良性の腫瘍とすっかり思い込んでいました。それが、気がつかないうちに3年をかけて少しずつ大きくなり、2年前の平成28年11月胸の痛みを訴えるようになりました。12月に入り、「そんなに痛みがあるのなら、気のせいか、癌の末期だよ」と話ながら、レントゲンを撮ったところ縦郭という左右の肺の真ん中のスペースにソフトボール以上に大きな腫瘍が写っていました。愕然としました。仕事に社会活動に忙しく駆け回る中でも、「今は忙しいけれど、僕が60歳になったら引退して、バリで一緒にのんびり過ごそう」といつも話していたので、妻も頑張って支えてくれたと思います。病気が見つかったも、この夢をかなえるために、本当に必死で病と闘ってきました。抗がん剤の副作用で髪の毛が抜けても、術後の傷の痛みがあっても、いつも家族を笑顔で支えてくれていました。しかし、病魔には勝てず今年の7月21日に自宅で苦しむことなく、家族に見守られ天に昇りました。今思うと、もっともっと家事や育児を手伝っていたらと思います。「時すでに遅し」でした。

しかし、前を向いて、今まで出来なかった家事や育児もやりながら活動を続けていくしかありませんので、引き続き皆さんのご支援、ご鞭撻をいただきながら、代表として頑張っていきますので、よろしくお願い致します。(労職研代表 森 亮太)

### 妻からの手紙



## ★事務局からのお知らせ

### ★「福田文夫さんのニチアス石綿被害損害賠償裁判」第1回口頭弁論傍聴のお願い

日時：2019年1月23日（水）午後1時10分～

場所：岐阜地方裁判所

多くの方々の傍聴をよろしくお願い致します。

### ★年末年始休みのお知らせ

12月29日（土）～1月6日（日） 事務局休業日です。

### 労職研の活動



10月				
	11日	名古屋労職研事務局会議		16日 アスベストユニオン会議
	20日	長野アスベスト被害相談会		20日 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 長野患者と家族の集い
	21日	ユニオンみえ第61回定期大会		25日 名古屋労職研事務局会議

11月				
	6日	名古屋労職研事務局会議		10日 新潟アスベスト被害相談会
	10日	中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 新潟支部第1回総会		15日 ニチアス石綿健康被害損害賠償訴訟提訴&記者会見
	16日	羽島アスベスト被害相談会・ホットライン		19日 「福井アスベスト被害相談会、患者と家族の集い」事前記者会見
	22日	名古屋労職研事務局会議		25日 福井アスベスト被害相談会
	25日	中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 福井患者と家族の集い		

#### 【労職研 会費・カンパ振込先】

郵便振替 □座番号 00860-5-96923

加入者 名古屋労災職業病研究会

#### 発行 名古屋労災職業病研究会

発行者：森 亮太

名古屋市昭和区山手通5-33-1 杉浦医院4階

Tel./Fax.052-837-7420

e-mail: roushokuken@oregano.ocn.ne.jp

http://nagoya-rosai.com/